



令和 7 年 7 月 16 日

大臣官房運輸安全監理官

## 第 14 回 運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会を開催します － 中小運輸事業者への普及・啓発活動の推進強化を協議 －

国土交通省は、7 月 22 日に民間のリスクマネジメント会社・運輸関係団体及び国土交通省が参画する協議会(第 14 回)を開催し、中小事業者への運輸安全マネジメント制度の普及・啓発活動の推進強化について協議をいたします。

### 【経緯】

国土交通省は、平成 18 年 10 月から、運輸安全マネジメント制度を活用することにより、経営トップのリーダーシップの下、会社全体が一体となった安全管理体制の構築や安全に関する取組を推進しており、運輸事業者の安全性向上に大きく寄与しています。

平成 24 年に、運輸安全マネジメント制度に関する中小事業者の理解が進んでいない課題に対し、中小事業者への普及・啓発を推進するため、民間のリスクマネジメント会社、運輸関係等団体及び国土交通省が参画する「運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会」を設立し、平成 25 年より、認定セミナー(民間機関等が国土交通省の認定を受けて実施する運輸安全マネジメントセミナー)等を行っています。

### 【開催概要】

日 時: 令和 7 年 7 月 22 日(火) 16:00 ～ 17:30

場 所: 東京都千代田区霞が関 2-1-3

中央合同庁舎 3 号館 10 階共用会議室

主な議事: ① 第三者認定機関における認定セミナー及び評価に関する今後の取組について 等

② 令和 6 年度の活動の報告

③ 令和 7 年度の活動(案)の承認

・ 中小規模事業者に対する運輸安全マネジメント制度の普及・啓発活動の推進強化

・ 第三者認定機関の力量向上のための人材育成の取組 等

取 材 等: 会場の都合上、報道関係者に限り傍聴可能です。傍聴を希望される報道関係者の方は、入館手続があるため 7 月 17 日(木) 17 時までに下記登録先へメールにて会社名・氏名・ふりがなを登録願います。

#### 協議会の連絡先:

黒井産業株式会社 黒井交通教育センター

KURO-TEC 本部 奥山(おくやま)

TEL: 022-236-9613 FAX: 022-236-9615

#### 報道関係者の方の登録先:

黒井産業株式会社 黒井交通教育センター

KURO-TEC 本部 奥山(おくやま)

E-mail: oku.kuro-tec@961net.com

#### <お問い合わせ先>

大臣官房運輸安全監理官付 井口、今泉

代表 03-5253-8111 (内線 22077、22063)

# 運輸安全マネジメント制度の概要

- 過去の運輸事業における重大事故の教訓から、各運輸事業者が経営トップのリーダーシップの下、会社全体が一体となった安全管理体制の構築や安全に関する取組について、P D C Aサイクルを意識したスパイラルアップを図っていくことが重要
- このため、陸・海・空の各事業法を改正し、平成18年10月に運輸安全マネジメント制度がスタート
- これまでに延べ12,500回以上（令和7年3月末時点）の評価を実施し、運輸事業者の安全性向上に大きく寄与

## 運輸安全マネジメント制度

### 運輸事業者

- ◆ 各事業法に基づき、①輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努める、②安全管理規程の作成等の義務付け、③安全統括管理者（役員以上）の選任
- ◆ 経営トップのリーダーシップの下、自主的な安全管理体制を構築・運営

#### <安全管理体制の主な内容>

- ① 安全方針の策定・周知 ② 安全重点施策の策定、見直し ③ コミュニケーションの確保 ④ 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用 ⑤ 教育・訓練の実施 ⑥ 内部監査の実施 等（全14項目）

### 国土交通省

#### ◆ 運輸安全マネジメント評価

本省・地方運輸局の評価チームが事業者に赴き、輸送の安全に関する取組状況を確認し、継続的改善に向けて評価を実施

#### ◆ セミナー、シンポジウムの実施

全国各地で中小事業者を中心に普及・啓発を実施し、事業者の自主的な取組みを促進

評価  
啓発

## 運輸安全マネジメント評価

事業者の経営トップ等経営部門に対するインタビュー等を通じた、自主的な安全管理体制の構築に対する支援制度

### 【主な特徴】

- 事業者の自主的な安全管理体制の構築のため評価・助言
- 経営トップの主体的関与の下での自律的な安全管理体制の構築・改善（スパイラルアップ）を期待
- 自律的な取組が継続的に効果を上げているかどうかを評価
- 中長期的に効果が発現

相互補完的に密接に作用

## 基準策定・保安監査

事業者の現場における業務実施状況のチェックを通じた事後監督制度

### 【主な特徴】

- 安全に関する法令等基準を策定
- 事業者の基準への遵守状況等を確認し、改善命令
- 現場における施設や取組内容等の基準等への適合を意図
- 改善命令等による改善
- 短期的に効果が発現

- 平成18年の運輸安全マネジメント制度導入から5年が経過したことを受けて、平成23年に「運輸の安全確保に関する政策ビジョン」がまとめられ、今後の課題として、同制度に関する中小事業者の理解が進んでいない点が挙げられた。
- この課題に対応し、中小事業者への普及・啓発を推進するため、民間のリスクマネジメント会社等、運輸関係等団体及び国土交通省が参画する「運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会」を平成24年に設立した。同協議会での協議をもとに、普及・啓発の効果的な手法として、平成25年より認定セミナー（民間機関等が国土交通省の認定を受けて実施する運輸安全マネジメントセミナー）を開始した。
- このたび、第14回協議会を令和7年7月22日に開催し、中小事業者への普及・啓発活動の推進強化について協議を行う。

## 協議会の構成メンバー

### 【民間のリスクマネジメント会社等】

SOMPOリスクマネジメント株式会社  
MS&ADインターリスク総研株式会社  
東京海上ディーアール株式会社  
株式会社品質保証総合研究所(JQAI)  
株式会社テクノファ  
株式会社創造経営センター  
黒井産業株式会社

### 【運輸関係等団体】

一般財団法人 日本品質保証機構(JQA)  
独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA)  
一般財団法人 日本海事協会  
一般社団法人 日本海事検定協会  
公益社団法人 全日本トラック協会  
公益社団法人 日本バス協会  
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会  
一般財団法人 近畿陸運協会

異なる視点により  
効果的な普及・  
啓発を実現

国土交通省 大臣官房運輸安全監理官室、物流・自動車局、海事局